

平成20年 №.9

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程の一部改正

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部改正

国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程の一部改正

東京学芸大学点検評価規程の一部改正

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正

平成20年 3 月 3 日 役員会 審議・承認

平成20年 3 月 5 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学部局長会規程の一部改正

平成20年 3 月 3 日 部局長会 審議・承認

平成20年 3 月 5 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正

平成20年 3 月 5 日 教育研究評議会 審議・承認

3 月 3 日の役員会及び 3 月 5 日の教育研究評議会での承認を受けて制定伺いを起案したが，理事及び副学長の担当名の表記並びに職務分担が確定するまで待つて（「国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め」（3 月 27 日役員会承認→3 月 28 日学長裁定）），決裁中に関係規定の必要な修正が行われた。

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成20年 3 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第16号

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程（平成16年規程第36号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程（平成18年規程第16号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程（平成18年規程第17号）
- (4) 東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (6) 東京学芸大学部局長会規程（平成16年規程第38号）
- (7) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項
を次のように制定する。

平成20年 3 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する
要項

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（平成16年 4 月 1 日制
定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、企画調査室を置く。 (業務) 第2条 企画調査室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) 大学の経営戦略の提案に関すること。 (2) 点検評価に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画の原案に関すること。 (4) 各種データの収集・分析に関すること。 (5) 役員会の審議に供する諸調査に関すること。 (6) その他前各号に掲げる以外の業務 (組織) 第3条 企画調査室は、次に掲げる<u>室員</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>企画課長</u> 2 企画調査室に室長を置き、前項第1号の<u>室員</u>のうちから学長が指名する。 (任期) 第4条 前条第1項第1号の<u>室員</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) <u>第5条 企画調査室の庶務は、総務部企画課が処理する。</u> (規程の改廃) <u>第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第7条 この規程に定めるもののほか、企画調査室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u>	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、企画調査室を置く。 (業務) 第2条 企画調査室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) 大学の経営戦略の提案に関すること。 (2) 点検評価に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画の原案に関すること。 (4) 各種データの収集・分析に関すること。 (5) 役員会の審議に供する諸調査に関すること。 (6) その他前各号に掲げる以外の業務 (組織) 第3条 企画調査室は、次に掲げる<u>者</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>事務職員</u> 若干名 2 企画調査室に室長を置き、前項第1号に<u>掲げる者</u>のうちから学長が指名する。 (任期) 第4条 前条第1項第1号に<u>掲げる者</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (運営の細目) <u>第5条 この規程に定めるもののほか、企画調査室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。</u>

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、点検評価室を置く。 (業務) 第2条 点検評価室は、<u>点検評価会議</u>と連携を図り、次に掲げる業務を行う。 (1) 自己点検評価の企画・立案に関すること。 (2) 外部評価及び第三者評価の企画・立案に関すること。 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画の評価に関すること。 (4) 評価に係るデータの収集に関すること。 (5) 役員会の求めに応じた、自己点検評価の調査・分析に関すること。 (6) その他評価に関すること。 (組織) 第3条 点検評価室は、次に掲げる<u>室員</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>企画課長</u> 2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の<u>室員</u>のうちから学長が指名する。 (任期) 第4条 前条第1項第1号の<u>室員</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第5条 点検評価室の庶務は、総務部企画課が処理する。 (規程の改廃) <u>第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第7条</u> この規程に定めるもののほか、点検評価室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u>	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、点検評価室を置く。 (業務) 第2条 点検評価室は、<u>点検評価委員会</u>と連携を図り、次に掲げる業務を行う。 (1) 自己点検評価の企画・立案に関すること。 (2) 外部評価及び第三者評価の企画・立案に関すること。 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画の評価に関すること。 (4) 評価に係るデータの収集に関すること。 (5) 役員会の求めに応じた、自己点検評価の調査・分析に関すること。 (6) その他評価に関すること。 (組織) 第3条 点検評価室は、次に掲げる<u>者</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>事務職員</u> 若干名 2 点検評価室に室長を置き、前項第1号に<u>掲げる者</u>のうちから学長が指名する。 (任期) 第4条 前条第1項第1号に<u>掲げる者</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第5条 点検評価室の庶務は、総務部企画課が処理する。 (補則) <u>第6条</u> この規程に定めるもののほか、点検評価室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、広報戦略室を置く。 (業務) 第2条 広報戦略室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) 大学の広報戦略の提案に関すること。 (2) 広報戦略に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (3) 戦略的広報活動の推進に関すること。 (4) その他広報活動に関し必要なこと。 (組織) 第3条 広報戦略室は、次に掲げる<u>室員</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>総務課長</u> (3) <u>学生サービス課長</u> 2 広報戦略室に室長を置き、前項第1号の<u>室員</u>のうちから学長が指名する。 (任期) 第4条 前条第1項第1号の<u>室員</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第5条 広報戦略室の庶務は、総務部<u>総務課</u>が処理する。 (規程の改廃) 第6条 この規程の改廃は、<u>役員会の議を経て学長が定める。</u> (補則) 第7条 この規程に定めるもののほか、広報戦略室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u>	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、広報戦略室を置く。 (業務) 第2条 広報戦略室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) 大学の広報戦略の提案に関すること。 (2) 広報戦略に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (3) 戦略的広報活動の推進に関すること。 (4) その他広報活動に関し必要なこと。 (組織) 第3条 広報戦略室は、次に掲げる<u>者</u>で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) <u>事務職員 若干名</u> 2 広報戦略室に室長を置き、前項第1号に<u>掲げる者</u>のうちから学長が指名する。 (任期) 第4条 前条第1項第1号に<u>掲げる者</u>の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (協力者) <u>第5条 広報戦略室に、広報に関する諸企画の専門的事項を推進するため、必要に応じて協力者を置くことができる。</u> <u>2 協力者は、広報戦略室の議を経て学長が委嘱する。</u> (庶務) 第6条 広報戦略室の庶務は、総務部<u>企画課</u>が処理する。 (補則) 第7条 この規程に定めるもののほか、広報戦略室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学点検評価規程</u> 第1章 総則 〔第1条～第3条 省略〕 第2章 点検評価体制 第1節 <u>点検評価会議</u> (<u>点検評価会議</u>) 第4条 <u>国立大学法人東京学芸大学役員会の下に</u>，第2条に定める目的を達成するため，必要な事項を審議する<u>点検評価会議</u>を置く。 (審議事項) 第5条 <u>点検評価会議</u>は，次に掲げる事項を審議する。 (1)～(8) 〔省略〕 (組織) 第6条 <u>点検評価会議</u>は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>理事及び副学長</u> (2) 学系長 (3) 附属図書館長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 点検評価室長 (6) 第11条第1項第1号から第5号までに規定する<u>部会</u>の<u>部会長</u> (7) 各学系選出の教育研究評議会評議員が互選した者 各1名 (8) 附属学校運営参事 (9) <u>学長が委嘱する教員 若干名</u> (10) <u>事務局長</u> (11) <u>総務部長</u> (12) <u>学務部長</u> (任期) 第7条 前条第9号の委員の任期は，学長が定めるものとし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 (議長等) 第8条 <u>点検評価会議に議長及び副議長を置き，議長は理事（総務等担当）をもって充て，副議長は議長が指名する。</u>	東京学芸大学点検評価規程 第1章 総則 〔第1条～第3条 省略〕 第2章 点検評価体制 第1節 <u>点検評価委員会</u> (<u>点検評価委員会</u>) 第4条 <u>本学に</u>，第2条に定める目的を達成するため，必要な事項を審議する<u>東京学芸大学点検評価委員会（以下「委員会」という。）</u>を置く。 (審議事項) 第5条 <u>委員会</u>は，次に掲げる事項を審議する。 (1)～(8) 〔省略〕 (組織) 第6条 <u>委員会</u>は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>副学長</u> (2) 学系長 (3) 附属図書館長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 点検評価室長 (6) 第11条第1項第1号から第5号までの<u>点検評価推進委員会の委員長</u> (7) 各学系選出の教育研究評議会評議員が互選した者 各1名 (8) 附属学校運営参事 <u>(9) 事務局長</u> <u>(10) その他学長が必要と認めた者 若干名</u> (任期) 第7条 前条第10号の委員の任期は，学長が定めるものとし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第8条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は，副学長（総務等担当）をもって充て，副委員長は，第6条第7号及び第10号の委員の互選により定める。</u>

- 2 議長は、点検評価会議を招集する。
3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 点検評価会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、第6条第11号及び第12号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 点検評価会議は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

第2節 点検評価会議部会

(部会)

第11条 本学における諸活動等の自己点検評価を実施するため、点検評価会議に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 教育活動部会
- (2) 研究活動部会
- (3) 社会貢献活動部会
- (4) 国際交流活動部会
- (5) 大学運営部会

- 2 部会に関し必要な事項は、会議が別に定める。

第3章 自己点検評価

第1節 自己点検評価の実施

(自己点検評価の実施)

第12条 自己点検評価は、次条から第18条までに定めるところにより、年度単位で実施し、実施者は当該年度分の評価結果を所定の書式により所定の時期までに点検評価会議に提出しなければならない。

第2節 部局の点検及び評価

(部局の点検及び評価)

第13条 部局の点検及び評価は、点検評価会議が例示した評価項目を参考として、次表左欄に定める区分により、同表右欄に定める者が実施する。

[表 省略]

- 2 前項に定めるもののほか、部局の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 委員会組織の点検及び評価

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

第2節 点検評価推進委員会

(点検評価推進委員会)

第11条 本学に、本学における諸活動等の自己点検評価を実施するため、次に掲げる委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- (1) 教育活動点検評価推進委員会
- (2) 研究活動点検評価推進委員会
- (3) 社会貢献活動点検評価推進委員会
- (4) 国際交流活動点検評価推進委員会
- (5) 大学の運営に関する点検評価推進委員会

- 2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 自己点検評価

第1節 自己点検評価の実施

(自己点検評価の実施)

第12条 自己点検評価は、次条から第18条までに定めるところにより、年度単位で実施し、実施者は当該年度分の評価結果を所定の書式により所定の時期までに委員会に提出しなければならない。

第2節 部局の点検及び評価

(部局の点検及び評価)

第13条 部局の点検及び評価は、委員会が例示した評価項目を参考として、次表左欄に定める区分により、同表右欄に定める者が実施する。

[表 省略]

- 2 前項に定めるもののほか、部局の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 委員会組織の点検及び評価

(委員会組織の点検及び評価) 第14条 委員会組織の点検及び評価は、<u>点検評価会議</u>が例示した評価項目を参考として、当該委員会組織の長が実施する。 2 前項の点検及び評価の対象となる委員会組織は、別に定める。 3 前2項に定めるもののほか、委員会組織の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 第4節 諸活動等の点検及び評価 (諸活動等の点検及び評価) 第15条 諸活動等の点検及び評価は、<u>点検評価会議</u>が例示した評価項目を参考として、第11条第1項各号の<u>部会</u>の<u>部会長</u>が実施する。 2 前項に定めるもののほか、諸活動等の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 第5節 教員の総合的業績評価 (教員の総合的業績評価) 第16条 大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業績について総合的に行う点検及び評価（以下「総合的業績評価」という。）は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として部局（施設・センターについては、総合教育科学系に含む。）が、実施する。 2 前項の点検及び評価の実施については、<u>点検評価会議</u>が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、<u>点検評価会議</u>又は部局において別に定める。 第6節 点検評価結果の報告、活用等 (点検評価結果の報告及び公表) 第17条 <u>点検評価会議</u>は、自己点検評価について結果の整理及び分析を行い、学長に報告するとともに、刊行物その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。ただし、総合的業績評価による教員個別の評価結果は、本人、学長、所属の長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。 (自己点検評価結果の活用) 第18条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、自己点検評価の結果に基づき、優れた取組み並びに改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるものとする。 (改善についての提言等) 第19条 <u>点検評価会議</u>は、前条のうち改善を要する事項について、達成度の検証を行い、十分な改善が認められない場合は、意見申立ての機会を設けた後、必要により学長に対し提言を行うものとする。 2 学長は、前項の提言等により、改善を指示することができる。 3 前条並びに本条の実施にあたって必要な事項は、別に定める。 (委員等の義務)	(委員会組織の点検及び評価) 第14条 委員会組織の点検及び評価は、<u>点検評価委員会</u>が例示した評価項目を参考として、当該委員会組織の長が実施する。 2 前項の点検及び評価の対象となる委員会組織は、別に定める。 3 前2項に定めるもののほか、委員会組織の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 第4節 諸活動等の点検及び評価 (諸活動等の点検及び評価) 第15条 諸活動等の点検及び評価は、<u>委員会</u>が例示した評価項目を参考として、第11条第1項各号の<u>推進委員会委員長</u>が実施する。 2 前項に定めるもののほか、諸活動等の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 第5節 教員の総合的業績評価 (教員の総合的業績評価) 第16条 大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業績について総合的に行う点検及び評価（以下「総合的業績評価」という。）は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として部局（施設・センターについては、総合教育科学系に含む。）が、実施する。 2 前項の点検及び評価の実施については、<u>委員会</u>が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、<u>委員会</u>又は部局において別に定める。 第6節 点検評価結果の報告、活用等 (点検評価結果の報告及び公表) 第17条 <u>委員会</u>は、自己点検評価について結果の整理及び分析を行い、学長に報告するとともに、刊行物その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。ただし、総合的業績評価による教員個別の評価結果は、本人、学長、所属の長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。 (自己点検評価結果の活用) 第18条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、自己点検評価の結果に基づき、優れた取組み並びに改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるものとする。 (改善についての提言等) 第19条 <u>委員会</u>は、前条のうち改善を要する事項について、達成度の検証を行い、十分な改善が認められない場合は、意見申立ての機会を設けた後、必要により学長に対し提言を行うものとする。 2 学長は、前項の提言等により、改善を指示することができる。 3 前条並びに本条の実施にあたって必要な事項は、別に定める。 (委員等の義務) 第20条 自己点検評価の実施に関する<u>委員会</u>委員その他の者は、大学評価の対象
---	--

第20条 自己点検評価の実施に関する点検評価会議委員その他の者は、大学評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

第21条 点検評価会議は、自己点検評価により得られた資料及びデータを、企画調査室と協議の上、適宜な方法により集計、分析及び保管する。

第4章 外部評価

(外部評価の実施)

第22条 外部評価は、自己点検評価による点検及び評価に関する資料に基づき、大学全体を対象として行う。

2 外部評価は、おおむね3年ごとに実施する。

3 外部評価の実施に関し必要な事項は、点検評価会議が別に定める。

(外部評価結果の公表)

第23条 点検評価会議は、外部評価の整理及び分析を行い、刊行物その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

(外部評価結果の活用)

第24条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、外部評価の結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

第5章 第三者評価

(第三者評価の実施)

第25条 点検評価会議は、評価機関より示された第三者評価の実施要項等に基づき大学の対応について、その詳細を定めるものとする。

2 点検評価会議は、部局及び部会に対して、必要に応じて第三者評価に係る点検及び評価の実施を依頼することができる。

3 前項による点検及び評価の結果は、点検評価会議が定める期日までに報告しなければならない。

(第三者評価結果の活用)

第26条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、第三者評価の結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

第6章 庶務等

(庶務)

第27条 点検評価会議の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

2 第11条第1項第1号の部会の庶務は学務部学務課、同項第2号及び第3号の部

となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

第21条 委員会は、自己点検評価により得られた資料及びデータを、企画調査室と協議の上、適宜な方法により集計、分析及び保管する。

第4章 外部評価

(外部評価の実施)

第22条 外部評価は、自己点検評価による点検及び評価に関する資料に基づき、大学全体を対象として行う。

2 外部評価は、おおむね3年ごとに実施する。

3 外部評価の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(外部評価結果の公表)

第23条 委員会は、外部評価の整理及び分析を行い、刊行物その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

(外部評価結果の活用)

第24条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、外部評価の結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

第5章 第三者評価

(第三者評価の実施)

第25条 委員会は、評価機関より示された第三者評価の実施要項等に基づき大学の対応について、その詳細を定めるものとする。

2 委員会は、部局及び推進委員会に対して、必要に応じて第三者評価に係る点検及び評価の実施を依頼することができる。

3 前項による点検及び評価の結果は、委員会が定める期日までに報告しなければならない。

(第三者評価結果の活用)

第26条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、第三者評価の結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

第6章 庶務等

(庶務)

第27条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

2 第11条第1項第1号の推進委員会の庶務は、学務部学務課、同項第2号及び第3号の推進委員会の庶務は、総務部企画課、同項第4号の推進委員会の庶務は、

<u>会</u>の庶務は総務部企画課、同項第4号の<u>部会</u>の庶務は学務部国際課、同項第5号の<u>部会</u>の庶務は総務部総務課においてそれぞれ処理する。 3 その他部局の点検及び評価の庶務は、当該部局において処理する。 (規程の改廃) <u>第28条 第4条から第11条まで並びに第27条第1項及び第2項の規定の改正は、役員会の議を経て学長が定める。</u> (雑則) <u>第29条 この規程に定めるもののほか、大学評価及び点検評価会議の運営に関し必要な事項は、点検評価会議が別に定める。</u> <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u> <u>2 次に掲げる要項は、廃止する。</u> <u>(1) 東京学芸大学教育活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）</u> <u>(2) 東京学芸大学研究活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）</u> <u>(3) 東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）</u> <u>(4) 東京学芸大学国際交流活動点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）</u> <u>(5) 東京学芸大学の運営に関する点検評価推進委員会要項（平成16年6月3日制定）</u>	学務部国際課、<u>及び</u>同項第5号の<u>推進委員会</u>の庶務は、<u>総務部総務課</u>においてそれぞれ処理する。 3 その他部局の点検及び評価の庶務は、当該部局において処理する。 (雑則) <u>第28条</u> この規程に定めるもののほか、大学評価及び<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。
---	--

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 第2章 危機管理<u>会議</u> (設置) 第3条 <u>国立大学法人東京学芸大学役員会の下に，危機管理会議（以下「会議」という。）を置く。</u> (目的) 第4条 <u>会議</u>は，関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との密接な連携のもとに，本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。 (審議事項) 第5条 <u>会議</u>は，前条の目的を達成するため，次に掲げる事項を審議する。 (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項 (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項 (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は，国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における危機管理に関し，必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害，事故，犯罪，人権侵害，伝染病，業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため，本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策，復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 第2章 危機管理<u>委員会</u> (設置) 第3条 <u>本学に，国立大学法人東京学芸大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> (目的) 第4条 <u>委員会</u>は，関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との密接な連携のもとに，本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。 (審議事項) 第5条 <u>委員会</u>は，前条の目的を達成するため，次に掲げる事項を審議する。 (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項 (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項 (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項

(4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項 (5) その他危機管理に関し必要な事項 (指示, 指導等) 第6条 <u>会議</u>は, 必要があると認めるきは, 関係委員会等に対し, 危機管理に関する事項について, 指示, 指導等必要な措置を行うことができる。 (組織) 第7条 <u>会議</u>は, 次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>理事及び副学長</u> (2) 学系長 (3) 附属図書館長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 附属学校運営参事 (6) 事務局長 (7) 部長 (議長等) 第8条 <u>会議に議長及び副議長を置き, 議長は理事(総務等担当)をもって充て, 副議長は議長が指名する。</u> 2 <u>議長は, 会議を招集する。</u> 3 <u>副議長は, 議長を補佐し, 議長に事故があるときは, その職務を代行する。</u> (会議) 第9条 <u>会議は, 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし, 第7条第7号の委員については, 当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u> 2 議決を要する事項については, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。 (学長の出席) 第10条 学長は, <u>会議</u>に出席し, 危機管理に関し, 必要な指導・助言を行うこ	(4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項 (5) その他危機管理に関し必要な事項 (指示, 指導等) 第6条 <u>委員会</u>は, 必要があると認めるきは, 関係委員会等に対し, 危機管理に関する事項について, 指示, 指導等必要な措置を行うことができる。 (組織) 第7条 <u>委員会</u>は, 次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事 (2) 学系長 (3) 附属図書館長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 附属学校運営参事 (6) 事務局長 (7) 部長 (8) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> (任期) 第8条 <u>前条第8号の委員の任期は, 2年とし, 再任を妨げない。ただし, 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。</u> (委員長等) 第9条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き, 委員長は, 理事(総務等担当)をもって充て, 副委員長は, 委員の互選により定める。</u> 2 <u>委員長は, 委員会を招集し, 議長となる。</u> 3 <u>副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故があるときは, その職務を代行する。</u> (会議) 第10条 <u>委員会は, 委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。</u> 2 議決を要する事項については, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。 (専門委員会) 第11条 <u>委員会は, 特定事項について検討を行うため, 専門委員会を置くことができる。</u> 2 <u>専門委員会について必要な事項は, 委員会が定める。</u> (学長の出席) 第12条 学長は, <u>委員会</u>に出席し, 危機管理に関し, 必要な指導・助言を行う。
---	--

とができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 関係委員会等の責務等

(報告)

第12条 関係委員会等の長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事項を、会議に速やかに報告するものとする。

- (1) 会議から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に関係する事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、会議に報告することが必要と認められる場合 その内容に関する事項

(会議の対応)

第13条 会議は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第6条の規定に基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第4章 補則

(庶務)

第14条 危機管理及び委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第15条 第3条から第11条までの規定の改正は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 関係委員会等の責務等

(報告)

第14条 関係委員会等の長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事項を、委員会に速やかに報告するものとする。

- (1) 委員会から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に関係する事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、委員会に報告することが必要と認められる場合 その内容に関する事項

(委員会の対応)

第15条 委員会は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第6条の規定に基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第4章 補則

(庶務)

第16条 危機管理及び委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、部局長会を置く。 (目的) 第2条 部局長会は、学長を補佐する機関として、<u>本学の運営に関する事項を協議し、各部局間の連絡調整に当たることを目的とする。</u> (組織) 第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) <u>理事及び副学長</u> (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) <u>附属学校運営参事</u> (7) 事務局長 (8) <u>部長</u> (議長等) 第4条 部局長会は、学長が招集し、議長となる。 2 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する<u>理事</u>がその職務を代行する。 (関係者の出席) 第5条 部局長会は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務) 第6条 部局長会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。 <u>附 則</u> 1 <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u> 2 <u>基礎研究等小委員会要項（平成17年2月3日制定）は、廃止する。</u>	(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、部局長会を置く。 (審議事項等) 第2条 部局長会は、学長を補佐する機関として、<u>国立大学法人東京学芸大学（以下「法人」という。）の役員会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「法人の審議機関」という。）並びに各部局間の連絡調整に当たるとともに、次に掲げる事項を審議する。</u> (1) <u>本学の管理運営に関する事項</u> (2) <u>法人の審議機関その他審議機関の議題に関する事項</u> (3) <u>その他部局長会が必要と認めた事項</u> (組織) 第3条 部局長会は、次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) <u>副学長及び法人の理事</u> (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) <u>事務局長</u> (議長等) 第4条 部局長会は、学長が招集し、議長となる。 2 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する<u>副学長</u>がその職務を代行する。 (関係者の出席) 第5条 部局長会は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務) 第6条 部局長会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
第1条～第3条 〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 保健管理センター教員 1名 (3) 総務部長 (4) 学務部長 2 前項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項第1号及び第2号の委員のうちから副学長（教育等担当）が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議) 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第4条第1項第3号及び第4号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第7条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (キャンパスライフ相談員) 第8条 委員会に、学生、教職員の個々からの人権侵害等に関わる申し立てや相談に応じる窓口としてキャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）を置く。 2 委員会は、相談員の役割、機能等について、全学に十分周知するものとする。 3 委員会は、相談員からの要請があり、必要と認める場合、学外の協力を得ること	第1条～第3条 〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学系長が互選した者 1名 (2) 各学系の教授会から推薦された教員 各2名 (3) 保健管理センター教員 1名 (4) 事務系職員 2名 (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名 2 前項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議) 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。 2 副学長（教育等担当）は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。 (キャンパスライフ相談員) 第7条 委員会に、学生、教職員の個々からの人権侵害等に関わる申し立てや相談に応じる窓口としてキャンパスライフ相談員（以下「相談員」という。）を置く。 2 委員会は、相談員の役割、機能等について、全学に十分周知するものとする。 3 委員会は、相談員からの要請があり、必要と認める場合、学外の協力を得ること

とができる。

4 相談員については、別に定める。

(専門委員)

第9条 委員会に、心理的支援のための専門委員を置く。

2 専門委員については、別に定める。

(調査委員会)

第10条 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を置く。

2 調査委員会はすみやかに、申し立て人の同意に基づき、当該申し立てにかかわる事実を、客観的かつ詳細に調査する。

3 調査委員会は、調査の結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

4 調査委員会は、次の各号に掲げる委員によって組織する。

(1) 委員会構成員のうちから委員会が推薦する者

(2) その他委員会が必要と認めた者

(プライバシーの配慮等)

第11条 委員会、調査委員会が問題を処理するに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、個人の秘密を厳守しなければならない。

(部会)

第12条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第4条第1項の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部学生サービス課が処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

ができる。

4 相談員については、別に定める。

(専門委員)

第8条 委員会に、心理的支援のための専門委員を置く。

2 専門委員については、別に定める。

(調査委員会)

第9条 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を置く。

2 調査委員会はすみやかに、申し立て人の同意に基づき、当該申し立てにかかわる事実を、客観的かつ詳細に調査する。

3 調査委員会は、調査の結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

4 調査委員会は、次の各号に掲げる委員によって組織する。

(1) 委員会構成員のうちから委員会が推薦する者

(2) その他委員会が必要と認めた者

(プライバシーの配慮等)

第10条 委員会、調査委員会が問題を処理するに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、個人の秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部及び学務部が処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に、次に掲げる専門委員会を置く。 (1) <u>制度人事専門委員会</u> (2) <u>予算専門委員会</u> (3) <u>教育研究専門委員会</u> (4) <u>入学者選抜専門委員会</u> (検討事項) 第2条 <u>制度人事専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 制度（経営に関する部分を除く。以下同じ。）の基本的事項 (2) 学則（経営に関する部分を除く。）及び教育研究に関する重要規程の整備に関すること。 (3) 教員（大学教員をいう。以下同じ。）人事の基本に関する事項 (4) 教員の身分に関する基本的事項 (5) その他制度及び教員人事に関する重要事項 2 <u>予算専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) <u>教育・研究に係る予算の配分に関する基本的事項</u> (2) <u>その他教育・研究に係る予算に関する重要事項</u> 3 <u>教育研究専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教育課程に関する基本的事項 (2) 学生の身分及び学生生活に関する基本的事項 (3) 研究の推進及び研究成果の広報に関する基本的事項 (4) 研究条件の整備充実に関する基本的事項 (5) 学術研究の交流及び共同研究に関する基本的事項 (6) その他教育及び研究に関する重要事項 4 <u>入学者選抜専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 入学者選抜に関する基本的事項 (2) その他入学者選抜に関する重要事項 (組織) 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学系選出の評議員 2名	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会（以下「<u>評議会</u>」という。）に、次に掲げる専門委員会を置く。 (1) <u>制度・人事に関する専門委員会</u> (2) <u>教育・研究に関する専門委員会</u> (3) <u>入学者選抜に関する専門委員会</u> (検討事項) 第2条 <u>制度・人事に関する専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 制度（経営に関する部分を除く。以下同じ。）の基本的事項 (2) 学則（経営に関する部分を除く。）及び教育研究に関する重要規程の整備に関すること。 (3) 教員（大学教員をいう。以下同じ。）人事の基本に関する事項 (4) 教員の身分に関する基本的事項 (5) その他制度及び教員人事に関する重要事項 2 <u>教育・研究に関する専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教育課程に関する基本的事項 (2) 学生の身分及び学生生活に関する基本的事項 (3) 研究の推進及び研究成果の広報に関する基本的事項 (4) 研究条件の整備充実に関する基本的事項 (5) 学術研究の交流及び共同研究に関する基本的事項 (6) その他教育及び研究に関する重要事項 3 <u>入学者選抜に関する専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 入学者選抜に関する基本的事項 (2) その他入学者選抜に関する重要事項 (組織) 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学系選出の評議員 2名

(2) 各学系の教授会構成員から選出された者（評議員を除く。） 各1名 (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <u>2 専門委員会</u>は、前項に規定する委員のほか、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者を委員とする。 (1) <u>制度人事専門委員会</u> 総務部長 (2) <u>予算専門委員会</u> 財務部長 (3) <u>教育研究専門委員会</u> 学務部長 (4) <u>入学者選抜専門委員会</u> 学務部長 (任期等) 第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。 (会議) 第6条 専門委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。<u>ただし、第3条第2項に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u> (委員以外の者の出席) 第7条 理事は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。 <u>2 専門委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u> (庶務) 第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。 (1) <u>制度人事専門委員会</u> 総務部総務課 (2) <u>予算専門委員会</u> 財務部財務課 (3) <u>教育研究専門委員会</u> 学務部学務課 (4) <u>入学者選抜専門委員会</u> 学務部入試課 <u>附 則</u> この要項は、平成20年4月1日から施行する。	(2) 各学系の教授会構成員から選出された者（評議員を除く。） 各1名 (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期等) 第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。 (会議) 第6条 専門委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 (理事の出席) 第7条 理事は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。 (庶務) 第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。 (1) <u>制度・人事に関する専門委員会</u> 総務部 (2) <u>教育・研究に関する専門委員会</u> 総務部及び学務部 (3) <u>入学者選抜に関する専門委員会</u> 学務部
---	---